

博物館の組織・学芸員の位置づけについて

佐久間大輔

第四条関係 博物館の組織に関して

館長の資質や資格についてはかねてから議論がある。最低限館長の任務を「博物館の任務の達成」ではなく「目的を達成するため」の博物館活動の責任者として

第1項は「博物館に館長を置く。」

第2項は「館長は館務を掌理し、博物館の目的の達成に努める。」

とし、博物館への知見・経験、ガバナンスやマネジメント能力が必要なことを示し、その後の「のぞましい基準」などで「学芸員資格を持たない場合には、所定の館長研修を受講する」ことを義務化すること、業務ベースでなくミッションベースであることを示すことを提案する。

最小限、将来にわたり資料と関わる責任者としての学芸員の必要性（第4回資料参照）を強調したい。また、学芸員がつかさどる職務に教育あるいはコミュニケーションを追加することを提案したい（関連して博物館の目的や定義に言及も必要と考えます）。

発展的な要素として多様な専門職の必要性をどう表現するか

5に書かれた学芸員補に変えて、その他資料、研究、利用者とのコミュニケーション、事業推進を担う専門職員をおくことができるとしてはどうか。

6それら専門職員は学芸員及び館長の職務を助ける。

上記は中核的スタッフ体制としての学芸員及び館長を明確化し、同時に支援する様々な職種群を博物館に位置づけることを意識した。館長を中核とするのであれば、「専門職員及び、学芸員は、館長の職務を助ける」現在の法の中核は学芸員であることを重んじた。

また、追加すべき視点として、博物館の外部だが、博物館を支える重要な支援組織についてどこかで言及が必要。

- 博物館の内部組織だけを規定しているが、ガバナンスのためには自治体の所管部門の役割と責務も重要になる。設置者の責務、自治体の責務、国の責務を博物館法冒頭で明記しバランスを取ることが必要か。
- 博物館を支援する組織の育成、連携。特に市民参画や、様々な地域の団体、ステークホルダーとの連携を構築すること。諸施設との連携は第三条十一に書かれるが、市民参画は重要な博物館の要素となっている。

第五条、六条関係 学芸員の資格について

学芸員補が任用のつなぎ以外、有名無実化している。このことから、六条を廃止してもよいのではないか。

五条 1 項第二号を「大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、「三年以上資料を扱う専門職」にあつたもの」として置き換えれば、短大における学芸員単位も無駄にならない。

三号の運用及び 2 項の運用に相当職種の在職経験や学位、在職経験だけでなく研修などを追加したほうが良い。(この点は政省令等による対応で可)

第 4 回資料に提出した大学院生向けの学芸員取得機会の増強は各関係機関と協議、実現してほしい。在職経験だけで資格取得することは望ましくないが、現状では専門人材登用の道が狭すぎることから、採用機会を広げることと、採用後でも基礎的な知識履修の機会を確保することでバランスを取ることが必要。

第七条関係 学芸員の研修について

第 4 回資料参照。学芸員への研修は、採用前の養成課程に比べ、博物館および利用者サービスの改善に直接的に即効的に寄与する。

ただし、

対象を「学芸員および学芸員補」だけでなく、「学芸員および博物館職員など関係者」に拡大し

「努めるものとする」ではなく、「機会を提供しなければならない」と強化したほうが良い。研修の実施義務(第七条:「都道府県」と登録事務(第十条:「都道府県と政令市」)の整合性は取るべき。

さらに、博物館現場のニーズに応えた研修実現のためには「関連団体や研究機関等と連携するなど」としてもよいのではないだろうか。(政省令などによる対応で十分)

佐々木委員提案の博物館に就職しない学芸員有資格者の活性化

佐々木氏提案の人材の活用観点から称号として「博物館士」化するのは方向性としては賛成、まずは現在の有資格者からスタートでもいいのかも知れない。

ただ、単位を減らすなどより広く博物館の普及を図る人材の育成については、育成を「大学だけ」に任せるのはやや問題があるように思う。博物館でこそ育成すべき部分もあると思う。博物館実習にかかわる、博物館でのボランティア経験などを課すのも良いかも知れない。また、学生だけでなく博物館で活動するボランティアのキャリアアップにもつながるような制度設計も展望したい。

これらについては時間をかけて検討してほしい。

(佐久間の見解に大阪市博物館機構 高井健司氏、西宮市貝類館 山西良平氏の意見を加味して作成した)